

騒音規制法・県条例・市条例の特定施設に係る規制基準

区域の区分	色分け	朝	昼間	夕	夜間
		6:00～8:00	8:00～19:00	19:00～22:00	22:00～6:00
第1種区域	緑色	45	50	45	40
第2種区域	黄色	50	55	50	45
第3種区域	赤色	60	65	60	50
第4種区域	青色	65	70	65	60

単位：デシベル

ただし、表に掲げる第2種、第3種又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における当該基準は、上の表に掲げる当該値から5デシベルを減じた値とする。

振動規制法の特設施設に係る規制基準

区域の区分	色分け	昼間	夜間
		8:00～19:00	19:00～8:00
第1種区域	緑色	60	55
第2種区域	黄色・赤色	65	60

単位:デシベル

ただし、区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における当該基準は、上の表に掲げる当該値から5デシベルを減じた値とする。